

無床診療所自己点検チェックリスト（7 医薬品等管理）

担 当 部 署	
点 検 者 職 氏 名	
点 検 年 月 日	

区分	点検項目	適否	摘要
医薬品	7-1 使用期限を定期的に確認し、遮光保存・冷暗所保存が必要なものにあつては適切に保管している。		
	7-2 特定生物由来製品について、管理簿（使用者氏名及び住所、製品の名称及び製造番号（記号）、使用年月日）を作成し、20年間保存している。		<ul style="list-style-type: none"> ・薬機法 第68条の22第3項 ・薬機法施行規則 第237条 ・薬機法施行規則 第240条第2項
毒劇薬	7-3 毒薬は他の医薬品と区別し、施錠できる保管庫に保管している。		・薬機法 第48条
	7-4 劇薬は他の医薬品と区別して保管している。		
	7-5 毒薬は帳簿等により在庫管理している。		
	7-6 容器等の表記は適切である。		・薬機法 第44条
	<input type="checkbox"/> 毒薬については、黒地に白枠、白字をもって、その品名及び「毒」の文字を記載すること。 <input type="checkbox"/> 劇薬については、白地に赤枠、赤字をもって、その品名及び「劇」の文字を記載すること。		
劇毒物	7-7 毒物・劇物を保管する場所には「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の文字を表示し、専用の保管庫で施錠保管している。		<ul style="list-style-type: none"> ・毒物及び劇物取締法 第12条 ・毒物及び劇物取締法施行規則 第4条の4
・麻薬・覚せい剤原料	7-8 麻薬は、診療所内で、固定された施錠できる堅固な専用保管庫に保管している。		・麻向法 第34条
	7-9 向精神薬は施錠して保管している。		・麻向法施行規則 第40条
	7-10 覚せい剤原料は施錠できる保管庫に保管している。		・覚せい剤取締法 第30条の12